



トランペットフラワー

# 梶 税務経営ニクス



編集 発行人  
梶 税務理士事務所  
税理士 梶 義明  
税理士 梶 久男

〒933-0849  
高岡市横田本町10-7  
ダイキビル2F  
TEL 0766(25)7722(代)  
FAX 0766(25)7723  
<http://kaji.zei-mu.jp>

**11月** (霜月) November  
3日・文化の日  
23日・勤労感謝の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

## 11月の税務と労務

- |  |   |
|--|---|
| <b>国 税</b> / 10月分源泉所得税の納付<br>11月10日                    | <b>国 税</b> / 3月決算法人の中間申告<br>11月30日        |
| <b>国 税</b> / 所得税予定納税額の減額申請<br>11月15日                   | <b>国 税</b> / 個人事業者の消費税等の中間申告<br>11月30日    |
| <b>国 税</b> / 所得税予定納税額第2期分の納付<br>11月30日                 | <b>地方税</b> / 個人事業税第2期分の納付<br>都道府県の条例で定める日 |
| <b>国 税</b> / 9月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等)11月30日           | <b>労 務</b> / 労働保険料第3期分の納付<br>11月30日       |
| <b>国 税</b> / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合)11月30日 | (労働保険事務組合委託の場合)12月14日まで)                  |

税を考える週間 11月11日~11月17日

### ワンポイント 自動車税のグリーン化

環境対策のため、自動車税(地方税)を、窒素酸化物などの排出ガスが少なく環境負荷の小さい自動車に対しては最大50%軽減し、逆に環境負荷の大きい自動車に対しては10%重課する制度。平成16年度に自動車税が軽減されたのは178万台で軽減額は221億円、重課は504万台で164億円にのぼっています。

# 退職金制度

## 見直しの

## と 税務

終身雇用を前提とした長期勤続を優遇する「退職金制度」が時代の変化で見直されつつある中、「税制適格退職年金（以下、適格年金）」は、平成十四年度以降の新設は認められず、平成二十四年三月三十一日をもって廃止されることになっていきます。そこで、退職金制度の見直しに関して税務面も含めてQ&A方式で整理してみます。

### 1 年金制度

**Q** わが国の年金制度は、三階建ての構造と表現されるようですが、どういふことでしょうか。

**A** 図表1に示すように、一階に国民年金、二階に被用者年金である厚生年金保険（公務員の場合）、

共済年金）、三階に企業が独自に行う私的年金（企業年金）である厚生年金基金や適格年金という構造です。

**Q** 適格年金についてももっと詳しく教えてください。

**A** 代表的な企業年金の一つであり、法人税法に基づく一定の条件に適合した退職金の外部積立制度に、税法上の優遇措置が与えられる点特徴です。このため、「税制適格退職年金」と言われます。法人税法に基づく一定の条件とは、退職金（年金・一時金）支給を目的とすること、生命保険会社、信託銀行等と契約を締結し、掛金等を払い込むこと、年金数理に基づく財政運用がされること、いったん払い込まれた掛金は事業主に返還されず、制度廃止の場合に従業員に支払われることなど、全部で一四の要件があり、それらのすべてに該当するものとして、国税庁長官の承認が必要となります。税法上の優遇措置としては、次の二つがあります。

事業主が拠出した掛金は全額損金算入

掛金は給与所得とみなされず、受取時まで課税繰り延べ（年金は雑所得、一時金は退職所得として、受給時に課税）

企業年金制度の前身は、退職一時金制度で、企業内で留保される退職一時金制度については、退職給与引当金として一定率まで税制優遇措置がありました。が、

率を引き下げられ、平成十四年度から廃止となつていきます。

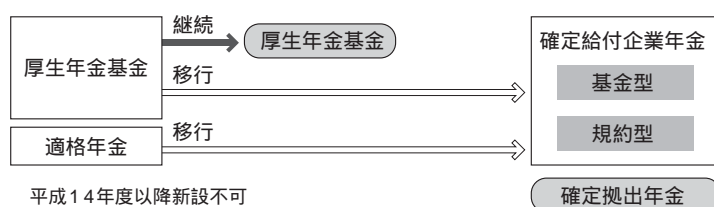
また、平成十四年四月から施行された確定給付企業年金法により、適格年金は平成二十四年三月三十一日までの一〇年間の経過期間をもって廃止されることになりました。これに伴い、企業

年金は、図表2のように確定給付制度として、厚生年金基金、確定給付企業年金（基金型）、確定給付企業年金（規約型）、確定拠出年金（日本版401K）の計四つに再編されました。

図表1 年金の種類

3階		厚生年金基金 適格退職年金	職域加算部分
2階	国民年金基金 (任意)	厚生年金	共済年金
1階	国民年金(基礎年金)		
	自営業者 (第1号被保険者)	サラリーマン・公務員 (第2号被保険者)	サラリーマンの妻 (第3号被保険者)

図表2 企業年金再編イメージ



平成14年度以降新設不可

2 退職金制度

**Q** 会社は退職金を支払う義務がありますか。

**A** 会社は退職金を支払わなければならないという法律はありません。いわば、会社の任意で支払いを決められますが、約九割の会社が何らかの形で退職金制度を導入しているようです。

**Q** 退職金制度を設けた場合の拘束力はどのようなものですか。

**A** 労働基準法で、常時一〇人



以上の従業員を使用する場合は、労働基準監督署へ就業規則の届出義務があり、制度として退職金制度を設ける場合には、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算、支払方法、支払時期を記載しなければならず、制度を設けた場合は賃金と同じく会社に支払義務が発生します。

3 適格年金から他制度への移行

適格年金が解約された場合、積立金は按分され、全額従業員に引き渡されます（解約返戻金）。そして、解約返戻金は、一時所得として課税されます。

一時所得の場合、特別控除は五〇万円ですが、退職所得扱いになると、図表3のように控除額が多い上、分離課税によるメリットもあるため、積立金を移行することが有利となります。

4 移行例

（中小企業退職金共済制度のケース）

平成十四年四月より、適格年金は中小企業退職金共済制度（中退共）へ移行できるようになってお

り、実際に適格年金の積立金を中退共に移行する中小企業が増加しているようです。ここでいう中小

図表3 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	勤続年数 × 40万円（80万円以下の場合には、80万円）
20年超	（勤続年数 - 20年）× 70万円 + 800万円

図表4 中小企業の範囲

小売業	従業員数50人以下または 資本金5,000万円以下のいずれか	サービス業	従業員数100人以下または 資本金5,000万円以下のいずれか
一般業種	従業員数300人以下または 資本金3億円以下のいずれか	卸売業	従業員数100人以下または 資本金1億円以下のいずれか

企業は、中小企業基本法に定める中小企業で、図表4のとおりです。なお、既加入の会社は移行できず、新規加入のみ移行可能です。中退共は中小企業のための社外積立型の退職金制度で、従業員が退職した際に納付実績に応じた基本退職金と予定利回りを上回った場合の付加退職金を合算して、従業員に直接支給する制度です。基本退職金は、利回りによって改定されます（平成十七年四月現在一％）。中退共への移行にあたっては、確定拠出年金のように適格年金の積立不足解消は求められず、今ある積立金そのまま移行されるだけです。また、移行後も確定給付企業年金のように積立不足の解消を中退共から求められることはありません。したがって、退職金規程がそのままの場合、掛金抛出の増加で自主的に埋め合わせをする必要があります。また、掛金増加が困難であれば退職金規程の変更により、支給水準の見直し（退職金額の引き下げ）を行わなければなりません。それぞれの会社の事情を十分に考慮して判断することが大切です。

## 固定資産税の精算金は対価？

**Q** 土地・建物の売却に伴い、売却日から年末までの期間に対応する未経過分の固定資産税を売却代金とは別に精算した場合には、どのように取扱えばよいのでしょうか？

**A** 固定資産税や都市計画税は、その年1月1日時点の所有者に対して1年分の税金が課税されます。そこで、年の中途に土地・建物を売却したような場合には、売却日から年末までの期間は購入者の所有期間となることから、この未経過期間分の固定資産税を購入者に請求することが間々見受けられます。

実は、未経過期間に対応する固定資産税は必ず精算しなければならないものではありません。

つまり、購入者との間で精算された固定資

産税は、購入者が納税義務を負うべきものではなく、固定資産税を精算するということは、あくまでも売買価格決定の一手法に過ぎないので、精算金は売買代金的一部分として認識しなければならないのです。

したがって、建物を売却した場合に精算した固定資産税の精算金は建物の売却代金として認識し、課税売上高として預り消費税を認識しなければなりません。また、土地を売却した場合に行った固定資産税の精算金は土地の売却代金として認識し、非課税売上高として取扱い、課税売上割合に影響します。

なお、裏を返すと建物を取得した際の固定資産税の精算金は、租税公課ではなく、建物の購入代金として課税仕入高に該当することになります。

〔参考〕よく似たケースで、中古自動車の売買のときに自動車税等の精算をすることも珍しくありませんが、こちらも前述の固定資産税精算金と全く同じ考え方で、その精算金を売買代金に含めて処理することとなります。

## ネットオークション収入の申告漏れにご用心

すっかりお馴染みのネットオークション。ここでは、出品して得られる収入と所得税との関係を見てみましょう。

売却した資産を次の区分に分け、所得税の課税対象とされるかどうか判断します。

- 1 課税対象品：一個又は一組の価額が三〇万円を超える貴金属、書画、骨董品等
- 2 非課税対象品：日常生活で使用していた家具、衣類、家電製品等

課税対象品目を売却した場合には、確定申告をすることが原則です。ただし、給与所得者で一箇所から支払を受ける給与等の金額が二千万円以下、かつ、給与所得以外の所得が二〇万円以下の場合や二箇所以上から給与等の支払を受けている場合で、従たる給与等の金額と給与所得以外の所得の合計額が二〇万円以下である場合などは確定申告が不要となります。

## 給与・役員報酬の日割計上

**税金メモ**  
利益が順調に計上される会社においては、その決算対策として色々な方策が採られていると思います。ただし、ちよつとした思い込みで税務当局から否認を受けることも少なくないようです。ここでは、役員報酬の捉え方を見ていきます。

使用人に対する給与は、労働に対する対価として雇用契約に基づ

き支払われるもので、日々の労働により会社側に給与の支払義務が発生するため、給与の締切日が二十五日となっている場合には、二十六日から月末までの未払給与の計上は税務上も認められています。

これに対し、役員報酬は、会社の業務執行に関する包括的な委任契約に基づく対価であり、日割計上は馴染まず、使用人と同じような未払給与の計上は認められていませんのでご注意ください。